

由布市財源確保実行計画

令和7年4月

由布市

目 次

1 はじめに

- (1) 新たな自主財源確保の目的 1
- (2) 検討経過 2
 - ① 由布市新たな財源検討チーム会議
 - ② 計画の決定

2 新たな財源の方策

- (1) 財源確保対策の概要 3
- (2) 財源確保方策別計画表 4～22

3 資料

- (1) 由布市新たな財源検討チーム設置要綱 23

1 はじめに

(1) 新たな自主財源確保の目的

平成28年の熊本・大分地震の影響から、被災者の支援や災害復旧、観光等における風評被害対策等に投じた経費により、順調に積み立ててきた財政調整基金から多く繰入れしたため、基金残高が大きく減少しました。

その後、令和2年7月豪雨災害をはじめ、令和4年9月台風14号や令和5年7月大雨災害、新型コロナウイルス感染症への対応、さらに高齢化社会の進展等による社会保障関連経費の増加や公共施設の長寿命化に向けた改修費用などの歳出の増加により、収支バランスの確保は容易ではありませんでした。

また、普通建設事業では。これまでに給食センター、消防庁舎、本庁舎、庄内公民館、湯布院複合施設の建設、防災行政無線整備事業等への大規模投資や大分県域消防指令業務共同運用等の大型事業を行ってきましたが、今後も、新環境センター整備に伴うごみ処理運送中継施設の整備が予定されています。

現状の本市経済を取り巻く環境を踏まえると、人口減少や少子高齢化の進行に伴い市税、地方交付税などの歳入の伸び悩みと、投資的経費や人件費、社会保障関連費などの歳出の増加が想定され、厳しい財政運営が見込まれる中で、健全で持続可能な財政運営を確保して、多様化や複雑化する市民ニーズに対応するためにも新たな財源確保が喫緊の課題です。

このことから、徹底的な見直しによる歳出の抑制と合わせ、魅力ある由布市の創造に向けた持続可能な行財政運営を実施していくため、令和3年度の由布市新たな財源検討委員会の報告及び第4次由布市行財政改革推進計画を踏まえ、プロジェクトチームを設置するなどの全庁的な取り組みにより、自主財源確保に向けた具体的実行計画を定めたものです。

(2) 検討経過

① 由布市新たな財源検討チーム会議

第1回 令和3年6月25日(金)

議題 ・歳入確保方策

(由布市の現状・取り組み方針)

第2回 令和3年8月4日(水)

議題 ・導入に向けた具体的取り組み

(制度設計・スケジュール・課題の洗い出し)

第3回 令和3年9月9日(木)

議題 ・新税・超過課税の導入について

・新規方策について

第4回 令和3年10月6日(水)

議題 ・方策の最終確認

(令和3年度の取り組みとスケジュール)

・最終計画書「由布市財源確保実行計画(案)」について

② 計画の決定

令和3年度第8回政策会議【令和3年11月17日(水)】

付議 由布市財源確保実行計画(案)

③ 計画の一部変更

令和5年3月 一部変更

令和6年4月 一部変更

令和7年4月 一部変更

◆財源確保対策の概要◆

☆1. 財源確保対策の方針

厳しい財政状況の中、『地域自治を大切にしたい住み良き日本一のまち』の実現に向け、徹底的な歳出の削減と自主財源の確保の両面において、これまで以上の取り組みが必要

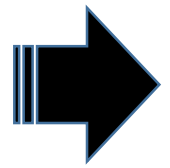
⇒ 職員の意識の醸成や継続した全庁的な取り組みにより
自主財源確保の着実な推進を図る!!

☆2. 本市を取り巻く財政状況

- ・新型コロナウイルス感染症の影響による市税等の減収
- ・令和2年7月豪雨災害の早期復旧・復興に向けた予算の確保
- ・ウィズ・アフターコロナ社会を見据えた地方創生の取り組み
- ・社会保障関係費、公共施設の改修・更新費用の増大
- ・財源不足を補う財政調整基金の取り崩しによる基金残高の通次減少

☆3. これまでの取り組み

- ①税・料の収納率向上（差押えの強化、住宅管理代行業務委託）
- ②遊休資産の貸付・売却
- ③ふるさと納税（ふるさと納税ポータルサイトの拡充）
- ④企業版ふるさと納税
- ⑤有料広告掲載（HP・ユーパース時刻表）



- ◆「新たな財源検討委員会(H30～R1)」の報告を踏まえた取り組み強化
- ◆「第4次行財政改革推進計画」に基づく個別テーマの具体的取り組み

☆4. 取り組みの柱

《新たな独自収入の創出》（抜粋）

- ①入湯税の超過課税又は、法定外税である宿泊税の導入
- ②ふるさと寄附金の充実
- ③基金の一括運用による債券運用収益の向上
- ④協賛・スポンサーの募集
- ⑤スポーツ施設等へのネーミングライツの導入
- ⑥重点事業等へのクラウドファンディングの導入・活用
- ⑦有料広告掲載の推進（HP・公用車・市報等刊行物）

《公有財産の有効活用》

- ①公有財産の効果的な処分・活用の推進
 - ・個別の未利用財産の現状及び課題分析
 - ・サンディング市場調査等に基づく方向性検討
 - ・積極的な対外PRによる処分、活用
- ②使用料・手数料の見直し
 - ・使用料、手数料の見直し基準策定
 - ・コスト等に基づく使用料の試算・改定

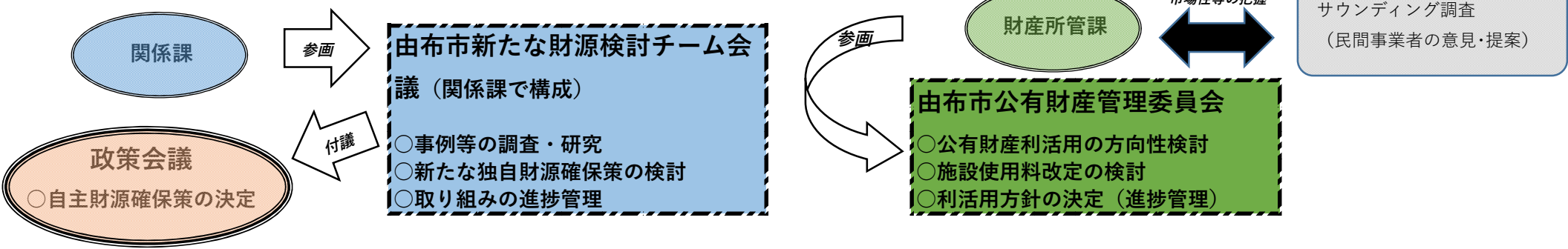
《税・料の徴収率向上対策》

- ①庁内徴収対策会議による徴収率向上に資する具体的施策の立案



行財政改革推進本部＜庁内徴収対策会議＞
 座長：税務課
 構成課：徴収所管課

☆5. 推進体制



歳入確保の方策	1	市税収入の確保
分野	2	超過課税（入湯税）
所管課		財源改革推進課 税務課

方策の概要（実施概要）

<p>由布市では平成30年度に「新たな財源検討委員会」を設置し、観光の振興に資する財源確保の方策について協議を行った結果、入湯税の超過課税が望ましいとの意見をいただいている。</p> <p>なお、入湯税の超過課税は観光客に負担を求めるものであるため、使途の透明性を図ることから、超過分を基金等により運用している自治体が多くなっている。また、安易に現行の事業及びその延長線上にある事業に充てることは避けるべきと考えられているため、使途については優先順位や効果的な使い方を公正に協議する審議会を立ち上げて審議を行っている。</p>

現状と実施に向けた課題

<p>【現状】</p> <p>「新たな財源検討委員会」の答申を受けて、由布市として入湯税の超過課税を令和6年10月から導入することになったため、以後、由布市入湯税の超過課税の使途に関する審議会で使途決定までの過程をはじめ、活用事業などについて審議を行っている状況。</p>
<p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・行政サービスを受益している日帰り客、温泉を有しない施設の宿泊者への負担の問題がある。 ・観光客離れに繋がることのないよう、十分趣旨を理解していただく対策が必要（HPなど）。 ・未納対策の徹底、違法民泊対策を行い、特別徴収義務者（宿泊業者等）の理解を得る必要がある。
<p>課題解決に向けた関係課： 新たな財源検討チームを構成する課</p>

今後の取り組み内容

<p>審議会で具体的な使途の案を作成するとともに、新財源を入湯税の超過課税によるものとするか、宿泊税の新設によるものとするか、徴収対象及び予算規模等も含め協議を行い、新財源の体系を決定する。</p> <p>超過課税実施後、翌年度の予算編成に向け、協議により決定した使途の優先順位を基に予算配分等を行なう。</p> <p>実施した事業については毎年度検証を行う。</p>
<p>財政効果額： 令和7年度見込額：75,768千円（令和6年度実績額：31,927千円）</p>

具体的取り組み内容

実施項目	対象	実施内容
		令和7年度の取り組み
資料収集・内部協議	関係課、関係団体、	市役所の関係課による会議や情報共有等を行い、関係団体等にも情報共有等を行う。
審議会設立・協議・議会上程	各関係団体、市議会	関係団体の意見、協力を得て、審議会組織を立ち上げ、市議会へ関連条例を上程。
超過課税開始（条例施行）	事業者、宿泊者	関連条例の施行に伴い、事業者等へ周知を行う。
使途決定・検証	審議会、関係課	使途決定及び検証のため、年2回程度審議会を開催する。

実施項目のスケジュール

実施項目	令和4年度				令和5年度				令和6年度				令和7年度				令和8年度			
	4月～	7月～	10月～	1月～	4月～	7月～	10月～	1月～	4月～	7月～	10月～	1月～	4月～	7月～	10月～	1月～	4月～	7月～	10月～	1月～
資料収集・内部協議	■	■	■	■	■	■														
審議会設立・協議・議会上程							■	■	■											
超過課税開始（条例施行）											■									
使途決定・検証											■	■	■	■	■	■	■	■	■	■

歳入確保の方策	2	受益者負担の見直し
分野	1	使用料及び手数料の改定
所管課		財源改革推進課

方策の概要（実施概要）

使用料については、市民、利用者の受益と負担の適正化の観点から、各施設の設置目的や利用実態などを勘案しつつ、①施設の用途・分類によって負担割合を設定すること、②近隣自治体や民間施設との比較・調整すること、③算定方法を明確にすること等を踏まえ、公平性のある使用料を設定するための算定基準（使用料設定の目安）の策定を行う。

その後、算定基準に則り、施設所管課において、近隣自治体等の類似施設の事例、バランスも考慮しつつ、施設維持管理経費も踏まえた使用料改正案を作成し、適正な使用料金の改正をめざす。

現状と実施に向けた課題

【現状】	
<ul style="list-style-type: none"> 施設使用料等については、3町合併以後、消費税の転嫁以外に見直しがされていない。 見直し基準が存在せず、どのような基準に基づき設定されているかも不明瞭な状況。 	
【課題】	
<ul style="list-style-type: none"> 「使用料および手数料の見直し基準」等に基づく算出基準の明確化。 利用者への影響を考慮した物価上昇率などの激変緩和措置等を設ける必要性。 老朽化施設について、改修をせず使用料のみを引き上げることの妥当性。 	
課題解決に向けた関係課：	施設所管課

今後の取り組み内容

<p>令和元年度に開催された「新たな財源検討委員会」の報告内容を踏まえ、令和4年3月までに、「使用料および手数料の見直し基準」を策定した。</p> <p>その後、施設コストや受益者負担割合、用途などを勘案した『公共施設における使用料の見直し方針(案)』を施設所管課へ示して、公有財産管理委員会において審議する。</p> <p>施設使用料の改正（施行）時期は、令和8年4月1日を目標とする。</p>	財政効果額：	今後算定予定
--	--------	--------

具体的取り組み内容

実施項目	対象	実施内容
		令和7年度の取り組み
「使用料および手数料の見直し基準」の策定	財政課 公有財産管理委員会	「使用料および手数料の見直し基準（案）」を策定し、由布市公有財産管理委員会で審議・決定
「公共施設における使用料見直し方針(案)」作成	財源改革推進課 施設所管課	算定シート（ひな形）を提示し、各所管課において、利用状況やコスト、施設規模、用途などを勘案して改定案を作成 財源改革推進課において、算定シート（ひな形）を提示し、各所管課へ説明した後、方針案に基づき、改定案を作成・確認
使用料改定（案）の審議	公有財産管理委員会	由布市公有財産管理委員会において、各所管課で作成・確認された使用料改定（案）を審議
条例改正及び周知・施行	市議会・市民等	令和7年第4回由布市議会へ議案提出し、議決後、市HPや市報等で周知

実施項目のスケジュール

実施項目	令和4年度				令和5年度				令和6年度				令和7年度				令和8年度			
	4月～	7月～	10月～	1月～	4月～	7月～	10月～	1月～	4月～	7月～	10月～	1月～	4月～	7月～	10月～	1月～	4月～	7月～	10月～	1月～
「使用料および手数料の見直し基準」の策定・更新																				
「公共施設における使用料の見直し(案)」作成																				
使用料改定（案）の審議																				
条例改正及び周知・施行																				

歳入確保の方策	3	財産の利活用
分野	2	行政財産の目的外使用（自動販売機の設置にかかる価格競争の導入）
所管課		財政課

方策の概要（実施概要）

由布市では、市民サービス向上のため、各庁舎をはじめ公共施設に飲料水自動販売機を設置している。
 今後、その設置者を選定するにあたっては、より効果的な財源の確保を図るとともに、選定手続きの公平性や透明性を高めるため、一般競争入札または公募型見積合わせを導入する。

現状と実施に向けた課題

<p>【現状】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設置希望者からの申請を受け、行政財産の目的外使用を許可。 ・すべて有償により、34施設に64台設置。 ・使用料の算定は「由布市使用料及び手数料条例」を基に算定。 ・令和2年度収入：1,535千円（財産貸付 123千円、雑入 1,412千円）
<p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・既存自販機の設置の経緯や関係書類の把握。 ・最低月額（年額）貸付料の算出。
<p>課題解決に向けた関係課： 施設所管課</p>

今後の取り組み内容

収益の出ない自販機が多く、入札を実施することで自販機が撤退し、市民サービスの低下につながる可能性がある。また、前年度比で収益は横ばいになっており、これ以上の収益が見込めないため、財源確保にはつながらないと判断し、本計画の取り組みは終了とする。

財政効果額：

具体的取り組み内容

実施項目	対象	実施内容
		令和7年度の取り組み

実施項目のスケジュール

実施項目	令和4年度				令和5年度				令和6年度				令和7年度				令和8年度			
	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4

歳入確保の方策	3	財産の利活用
分野	3	ネーミングライツの導入（広告媒体：公共施設）
所管課		財源改革推進課

方策の概要（実施概要）

市の自主財源の確保および市が保有する施設等の魅力を高めることによる利用者便益の向上、また企業の地域貢献の機会拡大等を目的に、ネーミングライツ・パートナー（命名権者）との協定により、市有施設及び事業の名称に企業名等を冠した愛称を付与する代わりに、その対価を得て施設の管理運営に役立てるネーミングライツを導入する。

現状と実施に向けた課題

【現状】	
・令和3年度より導入。特定募集型方式で実施し、令和6年度まで2件の実績。	
【課題】	
・企業にとって魅力ある施設（事業）の選定やメリット、適正な命名権料の設定。	
・募集を広く周知するための広報。	
・施設利用者である市民等への十分な周知。	
課題解決に向けた関係課：	施設所管課等、財政課

今後の取り組み内容

・特定募集型方式	募集については、募集概要や応募方法を記載した募集要項を作成後、ネーミングライツ・パートナーの募集を開始する。
・特定募集型方式	公式HPにより、広くパートナー募集をおこなう。
・選考については、	由布市広告審査委員会にて優先交渉権者を選定し、政策会議においてネーミングライツ・パートナー及び新名称を最終決定する。
財政効果額：	年間150万円／2件

具体的取り組み内容

実施項目	対象	実施内容
		令和7年度の取り組み
特定募集型方式	企業等	募集概要や応募方法を記載した募集要項作成後、募集を開始
提案募集型方式	企業等	各課へ対象となる候補施設を照会し、由布市公有財産管理委員会で選定 公式HPの作成、企業等へ広報
優先交渉権者決定・命名権者及び新名称決定	広告審査委員会 政策会議	選考委員会となる由布市広告審査委員会で優先交渉権者を選定し、由布市政策会議で命名権者及び新名称決定

実施項目のスケジュール

実施項目	令和4年度				令和5年度				令和6年度				令和7年度				令和8年度			
	4月～	7月～	10月～	1月～	4月～	7月～	10月～	1月～	4月～	7月～	10月～	1月～	4月～	7月～	10月～	1月～	4月～	7月～	10月～	1月～
特定募集型方式																				
提案募集型方式																				
優先交渉権者選定・命名権者及び新名称決定																				

歳入確保の方策	4	寄附金収入の確保
分野	1	みらいふるさと寄附金の充実
所管課		財源改革推進課

方策の概要（実施概要）

<p>ふるさと納税は、現在ほとんどの自治体が寄附の募集を行っており、貴重な財源となっている。</p> <p>ふるさと納税の増収を企図するため、主要サイトの増設、新規返礼品の開発、既存の返礼品のブラッシュアップ（写真の工夫、内容量の見直し等）など、各種方策を行う。</p>

現状と実施に向けた課題

<p>【現状】</p> <p>令和3年度より4大サイトの導入を進めており、令和6年度末には14のサイトを導入している。寄付額も通常寄附、災害支援、クラウドファンディングを含めて初めて10億円を突破して県内順位が第4位になった。</p>
<p>【課題】</p> <p>由布市の寄付額に占める割合としては、宿泊系の返礼品への寄附が約8割と非常に多く占めていることから、宿泊施設の物理的キャパシティが課題となっている。今後は、寄付額の伸びが大きくなることは考えにくいから、増収に向けた方策が必要となる。</p>
<p>課題解決に向けた関係課：</p>

今後の取り組み内容

<p>宿泊系返礼品は、まちづくり観光局発行の宿泊補助券や、JTBなど各社の旅行クーポン、市内各旅館の個別の宿泊券で構成されており、特に、まちづくり観光局発行の宿泊補助券は、寄附額ベースで約2億円となっている。ただし、上記で指摘した通り、宿泊施設の物理的キャパシティは限られていることから、①宿泊補助券の加盟旅館を増やしたり、②市が事業者となって、宿泊補助券を取り扱っていないサイト（さとふる）で取り扱う、さらにはタクシー補助券や宿泊系以外の返礼品といった③返礼品の開発（令和7年7月時点で返礼品数は1,557）④効果的な広告など考えられる。</p>
<p>財政効果額： 令和6年度寄附実績額：1,023,180千円【次年度以降も堅調に寄付額の増収を企図】</p>

具体的取り組み内容

実施項目	対象	実施内容
		令和7年度の取り組み
宿泊補助券のPR	市内宿泊施設	PR戦略等により、宿泊補助券を中心とした宿泊返礼品への寄附増収を企図
		市が事業者になって、宿泊補助券の取り扱いを行っていないサイトで取り扱う。
新規返礼品開発	新規返礼品	返礼品開発担当職員とポータルサイト運営事業者を中心とした返礼品開発
		タクシー補助券や市政20周年記念返礼品など、新規返礼品を開発する。
既存返礼品のブラッシュアップ	既存返礼品	ポータルサイト事業者などと協力の上、サムネイルの変更をはじめとした各種取り組みを行う。
		中間事業者等と協力して、トレンドなどを情報共有して返礼品を強化する。
サイトの増設・更新	ふるさと納税ポータルサイト	寄付額増加につながるサイトの見直しを行い、必要に応じて廃止や新規契約を行う。

実施項目のスケジュール

実施項目	令和4年度				令和5年度				令和6年度				令和7年度				令和8年度			
	4月～	7月～	10月～	1月～	4月～	7月～	10月～	1月～	4月～	7月～	10月～	1月～	4月～	7月～	10月～	1月～	4月～	7月～	10月～	1月～
宿泊補助券のPR																				
新規返礼品開発																				
既存返礼品のブラッシュアップ																				
サイトの増設・更新																				

歳入確保の方策	4	寄附金収入の確保
分野	2	企業版ふるさと納税の推進
所管課		財源改革推進課

方策の概要（実施概要）

企業版ふるさと納税は、企業が自治体へ行う寄附制度であり、本社が当該自治体に所在しない企業からの寄附の場合、国税及び地方税を合わせて、最大で寄附額の9割が控除されるというもの。自治体が国の認定を受けた地域再生計画に合致する事業に対し、100,000円以上の寄附を行うことが要件となる。この制度を以て、事業の実施財源として活用することを企図する。

現状と実施に向けた課題

【現状】	
由布市における過去の実績としては、令和5年7月豪雨災害を契機として、東京の建設株式会社より、100万円の寄付、令和3年に県内自治体に10万円を寄附した福岡市の企業があった。令和4年度は、モバイル建築協会との連携協定に基づき、一条工務店より、モバイル住宅の現物寄附と20万の現金寄附があった。令和5年度は600万、令和6年度は1,070万のそれぞれ現金寄附があった。現物給付の実績も増えている。	
【課題】	
企業版ふるさと納税については、税の控除特例があるものの、個人版のふるさと納税と違い、返礼品等の利益提供は禁止されていること、寄附額の10%は企業の実質の支出となることなどの要因により、トップセールスによる売込みや、もともと付き合いのある企業からでない寄附に繋がりにくい。国が主宰するマッチングサイトもあるが、マッチングサイト以前に企業が自治体への興味を持っていないと寄附に繋がらない実態がある。	
課題解決に向けた関係課：	企業と協定や事業的なつながりのある関係課

今後の取り組み内容

令和4年度より中間事業者と契約しており、令和6年度末で金融機関1社、自治体系情報コンサル1社の2社と契約をしている。令和7年度は、地元金融機関1社と契約しており、寄附額増加に向けて、中間事業者をはじめとした大都市圏内の支店訪問や企業が集まる会合などで情報共有を行うなど、取り組みを推進していく。	
財政効果額：	令和6年度寄附実績額：10,700千円（現金寄附）、12,235千円（物納寄附）

具体的取り組み内容

実施項目	対象	実施内容
		令和7年度の取り組み
企業版ふるさと納税	関係課	寄附の可能性がある企業があるかの情報収集を行う。
		企業が集まるふるさと納税の会合などで情報共有を行う（11月予定）
企業版ふるさと納税	委託事業者	委託事業者が寄附の募集を行う。
		中間事業者をはじめとした大都市圏内の支店訪問

実施項目のスケジュール

実施項目	令和4年度				令和5年度				令和6年度				令和7年度				令和8年度			
	4月～	7月～	10月～	1月～	4月～	7月～	10月～	1月～	4月～	7月～	10月～	1月～	4月～	7月～	10月～	1月～	4月～	7月～	10月～	1月～
寄附企業の情報収集																				
委託事業者による営業																				

歳入確保の方策	4	寄附金収入の確保
分野	3	クラウドファンディングの活用
所管課		総合政策課、財政課、財源改革推進課、クラウドファンディングを募集する事業を有する課

方策の概要（実施概要）

<p>クラウドファンディングを活用することにより、各種事業の実施の財政的安定性を企図する。</p> <p>クラウドファンディングには、①寄附の目的を特定の事業に特化させたふるさと納税の枠組みで行う場合（ガバメントクラウドファンディング）と、②ふるさと納税ではない一般的なクラウドファンディング枠組みに大別されるが、②については、寄附に対する対価の種類（リターン型、購入型など）や、成立条件（目標額を達成しないと成立しないAll-or-Nothing型、目標額に達しなくても成立するAll in型）などの組み合わせで様々な手法がある。</p>
--

現状と実施に向けた課題

<p>【現状】</p> <p>本計画の策定後、クラウドファンディングを行った事例としては、ふるさと納税の枠組みを使って、返礼品ありのクラウドファンディングを公民館設置のランドピアノ購入について行った。</p>	
<p>【課題】</p> <p>上記のふるさと納税型返礼品ありのクラウドファンディングについては、寄付が集まりやすい反面、市全体として本来寄附される見込み総額の一定割合を当該クラウドファンディングで先食いしているという可能性もあること、市の財政が厳しい中、どの課のどの事業を同じ形式で行うかの選別が今後問われることになるなどの課題があると思われる。このことから、通常の返礼品を行わないクラウドファンディング（例：祭りに関するクラウドファンディングで、祭りの参加券やノベルティの付与など）の検討や、実施主体としても、民間団体のイベントへ市が補助を行う場合などにおいて、当該民間団体が主体的に行うクラウドファンディングの検討も行うべきではないかと思われる。</p>	
<p>課題解決に向けた関係課：</p>	総合政策課、財政課、財源改革推進課、クラウドファンディングを募集する事業を有する課

今後の取り組み内容

<p>これまででは、概算要求、当初予算要求等で各課の事業においてクラウドファンディングの導入の可能性について各課へ投げかけてきたが、クラウドファンディング制度の職員認知が未だ低いということもあり、積極的な利用には至っていない。手法のパターンに応じたフロー、手続き、留意点をまとめたマニュアル等を作成し、職員認知を図り、各課の発意によるクラウドファンディングを推進することが必要と思われる。</p>	
<p>財政効果額：</p>	寄附を受領した事業にかかる事業額の全部又は一部

具体的取り組み内容

実施項目	対象	実施内容
		令和7年度の取り組み
クラウドファンディング	全課	クラウドファンディングに関するマニュアル整備、概算要求・予算査定での検討、各課発意によるクラウドファンディングの実施検討

実施項目のスケジュール

実施項目	令和4年度				令和5年度				令和6年度				令和7年度				令和8年度			
	4月～	7月～	10月～	1月～	4月～	7月～	10月～	1月～	4月～	7月～	10月～	1月～	4月～	7月～	10月～	1月～	4月～	7月～	10月～	1月～
クラウドファンディングの導入推進（制度周知・検																				

歳入確保の方策	5	その他歳入の確保
分野	2-①	広告収入（由布市公式ホームページ・ユーバス時刻表）
所管課		総務課 総合政策課

方策の概要（実施概要）

財源確保の方策として、行政庁が広告収入を得ることは一般化しており、現在由布市においても各媒体を利用して行われている。これまでの間、総務課所管の「由布市公式ホームページ」、総合政策課所管の「ユーバス時刻表」について取り組みを行ってきた。

現状と実施に向けた課題

【現状】	
<p>■由布市公式ホームページ バナー広告として、各種ページの下段に表示（6枠中4枠掲載）</p> <p>■ユーバス時刻表 「ユーバス時刻表」への広告掲載については、3地域ごとの時刻表であり、掲載事業者としては、交通事業者、病院、スーパーが主体である。</p>	
【課題】	
<p>■由布市公式ホームページ 情報の発信・受信方法が多様化しており、近年ホームページのアクセス数が減少傾向にある。また表示枠も小さいため広告としての魅力が薄い。</p> <p>■ユーバス時刻表 「ユーバス時刻表」への広告掲載数は、令和7年度において、1枠1万円の掲載枠が22枠となっているが、基本的に時刻表の余白を利用した枠となっている</p>	
課題解決に向けた関係課：	総務課、総合政策課

今後の取り組み内容

<p>■由布市公式ホームページ バナー広告の位置、範囲も含め検討する。現在広告を掲載している企業の継続及び新規広告の掲載ができるよう、企業等に向け広報を実施。</p> <p>■ユーバス時刻表 「ユーバス時刻表」については、現状の掲載枠の水準を下回らないよう、また掲載枠の範囲で可能な限り掲載事業者を増やすように市内事業者へ働きかけを行う。</p>	
財政効果額：	

具体的取り組み内容

実施項目	対象	実施内容
		令和7年度の取り組み
ホームページ バナー広告の募集	市内外の企業	バナー広告表示変更等を含め企業に広報
ユーバス時刻表 時刻表サイズ、デザイン、文字サイズなど検討	狭間・庄内・湯布院3地域のユーバス時刻表	広告掲載枠の維持増加に努める

実施項目のスケジュール

実施項目	令和4年度				令和5年度				令和6年度				令和7年度				令和8年度			
	4月～	7月～	10月～	1月～	4月～	7月～	10月～	1月～	4月～	7月～	10月～	1月～	4月～	7月～	10月～	1月～	4月～	7月～	10月～	1月～
HP：バナー広告の募集																				
広告掲載枠の維持増加に努める																				

歳入確保の方策	5	その他歳入の確保
分野	2-②	広告収入（ゴミ分別辞典の広告）
所管課		環境課

方策の概要（実施概要）

「由布市版」のごみ分別辞典を全世帯へ配布する。その費用を民間事業者と協働し企業等の広告収入にて作成する。

現状と実施に向けた課題

【現状】

ごみ分別辞典の冊子約14,000部の作成費用を民間事業者と協働し企業等の広告収入にて作成する。

【課題】

令和5年度に作成済。次回令和8年度に同様の方法により作成予定。

課題解決に向けた関係課：

今後の取り組み内容

- ①仕様書の作成。
- ②分別辞典の内容の協議
- ③協働事業者の募集
- ④上記広告掲載基準等に合致した企業広告の募集と審査及び作成

財政効果額：

具体的取り組み内容

実施項目	対象	実施内容
		令和7年度の取り組み
仕様書の作成 (令和7～8年度)	環境課	仕様書の作成
分別辞典の内容の協議 (令和7～8年度)	環境課	大分市の新環境センターの供用開始に合わせた形での内容の協議
協働事業者の募集 (令和8年度)	環境課	協働事業者を募集する。
企業広告の募集と審査 及び作成(令和8年 度)	環境課	企業広告の募集と審査を行う。

実施項目のスケジュール

実施項目	令和7年度				令和8年度				令和9年度				令和10年度				令和11年度					
	4月～	7月～	10月～	1月～	4月～	7月～	10月～	1月～	4月～	7月～	10月～	1月～	4月～	7月～	10月～	1月～	4月～	7月～	10月～	1月～		
仕様書の作成			10月～12月											10月～12月								
分別辞典の内容の協議			R7.10月～R8.12月										R7.10月～R8.12月									
協働事業者の募集			12月～3月											12月～3月								
企業広告の募集と 審査及び作成					R8.4月～R8.3月														R8.4月～R8.3月			

歳入確保の方策	5	その他歳入の確保
分野	2-③	広告収入（由布市指定ごみ袋への広告掲載）
所管課		環境課

方策の概要（実施概要）

由布市指定ごみ袋に余白部分を確保し、広告を載せることで財源を確保する。

現状と実施に向けた課題

【現状】 現状の指定ごみ袋の仕様では印刷スペースがなく、どの程度の広告が掲載可能か不明。
【課題】 印刷スペースの確保及び製造会社が対応可能かの確認。
課題解決に向けた関係課：

今後の取り組み内容

<ul style="list-style-type: none"> ・レイアウトの変更及び製造会社へ対応可能かの確認 ・広告料、広告掲載基準の検討 ・広告募集
財政効果額：

具体的取り組み内容

実施項目	対象	実施内容
		令和7年度の取り組み
広告レイアウトの検討	ゴミ袋製造会社	ごみ袋のレイアウトの変更及び広告掲載スペースについて協議を行う。
広告掲載基準、 広告料等の検討	環境課	他市の状況を参考に、広告料、広告掲載基準を検討し、広告掲載を希望しそうな企業と協議を行う。
要綱作成	環境課	各検討結果をもとに、事業の要綱を作成する。
広告募集	環境課	広告掲載の募集を行う。

実施項目のスケジュール

実施項目	令和7年度				令和8年度				令和9年度				令和10年度				令和11年度			
	4月～	7月～	10月～	1月～	4月～	7月～	10月～	1月～	4月～	7月～	10月～	1月～	4月～	7月～	10月～	1月～	4月～	7月～	10月～	1月～
広告レイアウトの検討		9月				9月				9月				9月				9月		
広告料、広告掲載基準の検討			10月中				10月中					10月中				10月中				10月中
要綱作成			11月中				11月中					11月中				11月中				11月中
広告募集			12月中				4月作成分より掲載開始					4月作成分より掲載開始				4月作成分より掲載開始				4月作成分より掲載開始

歳入確保の方策	5	その他歳入の確保
分野	3-③	その他歳入確保（公用封筒の協賛・スポンサー募集）
所管課		総務課 教育総務課

方策の概要（実施概要）

公用封筒に係る印刷製本費を節減する目的で、封筒の裏面に企業広告を掲載し、封筒作成業者から無償で公用封筒の提供を受ける。

現状と実施に向けた課題

<p>【現状】</p> <p>市長部局が使用している公用封筒について、封筒作成業者と協定を締結しており、封筒の裏面に企業広告を掲載した上で無償で提供して貰っている。広告掲載企業の募集及び封筒の印刷については、当該封筒作成業者が一括して行っている。 （令和7年度予定 長形3号封筒：38,000枚 角形2号封筒：12,000枚）</p>
<p>【課題】</p> <p>由布市教育委員会として封筒の提供をもらう場合は、市長部局の枚数を減らす必要があり、由布市として提供される枚数を増加することはできない。広告掲載企業は封筒作成業者が一括して行っていて、由布市から直接掲載依頼や選定することができず、作成業者の事務に対しても関与することができない。そのため、由布市教育委員会では、全額市費で購入しており、今後も同様の対応を行う予定。</p>
<p>課題解決に向けた関係課：</p>

今後の取り組み内容

<p>継続的な封筒の無償提供は達成されており、これ以上の枚数を確保する働きかけもできないことから本計画の取り組みは終了。</p>
<p>財政効果額：</p>

具体的取り組み内容

実施項目	対象	実施内容
		令和7年度の取り組み

実施項目のスケジュール

実施項目	令和4年度				令和5年度				令和6年度				令和7年度				令和8年度			
	4月～	7月～	10月～	1月～	4月～	7月～	10月～	1月～	4月～	7月～	10月～	1月～	4月～	7月～	10月～	1月～	4月～	7月～	10月～	1月～

歳入確保の方策	5	その他歳入の確保
分野	3-④	その他歳入確保（ノベルティグッズの協賛・スポンサー募集）
所管課		商工観光課

方策の概要（実施概要）

民間企業等を対象にスポンサー募集を行い、得られた協賛金でのノベルティグッズ作成や、協賛品提供によるノベルティ配布などに活用する。

現状と実施に向けた課題

【現状】
過去にエコバッグやクリアファイル、ポストカード等のノベルティグッズを作成してきたが、いずれも協賛金やスポンサーの募集は行っていない。
【課題】
協賛金で作成するには、複数の企業に説明を行い、理解・協力を得る必要があり、実施に時間がかかる。 一度ノベルティグッズを作成をすると数年間使用するため、企業の選定を慎重に行う必要がある。 どの程度の協賛金でどこまでの返礼をするのか検討が必要。
課題解決に向けた関係課：

今後の取り組み内容

令和3年度から令和6年度にかけて、どのような物品や企業が妥当なのか調査を行った。 令和6年度は、東京で開催されたイベント（地獄蒸し祭り）の際、ふるさと納税の返礼品業者から景品1,000セットの協賛品提供（132,000円相当額）を受け、ふるさと納税のチラシ配布PRも同時に行った。 令和7年度以降も引き続き、協賛グッズの提供を受ける等をしてPR活動を行っていく。
財政効果額：

具体的取り組み内容

実施項目	対象	実施内容
		令和7年度の取り組み
調査、検討	所管課	グッズ案や対象企業の調査
グッズの選定等	所管課	グッズ選定、返礼の検討
協賛、スポンサーの募集	民間企業等	民間企業等への説明
グッズ作成	制作事業者	ノベルティグッズの作成

実施項目のスケジュール

実施項目	令和4年度				令和5年度				令和6年度				令和7年度				令和8年度			
	4月～	7月～	10月～	1月～	4月～	7月～	10月～	1月～	4月～	7月～	10月～	1月～	4月～	7月～	10月～	1月～	4月～	7月～	10月～	1月～
調査、検討																				
グッズの選定等																				
協賛、スポンサーの募集																				
グッズ作成																				

由布市新たな財源検討チーム設置要綱

令和3年訓令第9号
一部改正 令和6年訓令第5号

(設置)

第1条 由布市新たな財源検討委員会の報告及び第4次由布市行財政改革推進計画を踏まえ、自主財源確保に向けた具体的な調査及び総合的検討を行うため、由布市庁議規程（平成28年告示第16号）第17条第2項の規定に基づき、由布市新たな財源検討チーム（以下「チーム」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 チームは、次に掲げる事項について調査・検討する。

- (1) 税等の新設又は既存の税等の見直しに関すること。
- (2) 効率的な財政運営に向けた新たな財源の創出に関すること。
- (3) その他新たな財源確保の着実な推進に関し必要な事項。

(組織)

第3条 チームは、関係する課の管理職及び職員をもって組織する。

(会議)

第4条 チームに座長及び副座長を置き、座長は副市長、副座長は財源改革推進課長をもって充てる。

- 2 座長は、会議の議事進行を行う。
- 3 座長が欠けるときは、副座長がその任に当たる。
- 4 チームは、必要に応じて関係者又は有識者から説明又は意見を聴取することができる。

(招集)

第5条 会議は、必要に応じて座長が招集する。

(庶務)

第6条 チームの庶務は、財源改革推進課が行う。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、チームの運営その他必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年6月9日から施行する。

この要綱は、令和6年5月1日から施行する。